

市民文教常任委員会会議記録（概要）

令和元年12月3日（火）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第116号「所沢市と狭山市との学齢児童生徒に係る教育事務の委託に関する協議について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

末吉委員

議案資料にある平成9年の文科省の通学区域制度の弾力的運用というものだが、文部科学省はどういう意図でこの通知を出したのか。

戸村学校教育
部次長

この「通学区域の弾力的運用について」という通知が出されましたのが、平成9年、規制緩和の流れの中で発出されたものでございます。これまで、ほぼ固定的にその市町村に住んでいる児童生徒はその市町村で教育を受けるようにということがございましたが、その規制緩和の流れを受けて、身体的な理由や地理的な理由、いじめの対応を理由とするほか、児童生徒の具体的な事情に即して、弾力的に区域外就学を認めてもよいという趣旨での通知と理解しております。

末吉委員

そうすると、所沢市でも児童生徒のいろいろ身体的だったりという事情によって、弾力的に対応していこうということが、その時点から進んでき

たというふうに考えてよいか。

戸村学校教育
部次長 この通学区域の弾力的運用という通知が出される前から、実は狭山市上赤坂地区の児童生徒は所沢市の学校に通っていたわけですが、この通知を受けまして、さらに弾力的に区域外就学として受け入れをしていたという経緯でございます。

末吉委員 他の市境について、他に例はあるか。

戸村学校教育
部次長 東村山市との市境の地区において、複数件を区域外就学ということで、こちらが認めたという例はございます。

杉田委員 私の記憶では、住所で言うと坂之下、跡見学園の水路の向かいに、所沢市の方が4、5軒住んでいて、その人たちが新座市の学校に通っていたと聞いていたが、そういう事はなかったか。

戸村学校教育
部次長 そのような記録は今のところこちらでは確認できておりません。

杉田委員 議案4ページ、第5条で、委託事務の管理及び執行に要する経費は、狭山市の負担とし、となっていて、同条第2項で、次に定める額の総額とす

る、とあるが、大まかな説明と、総額の見込みを伺いたい。

戸村学校教育
部次長

この事務委託にかかわる算定根拠についてですが、定められた方式というのは特にございません。多くの自治体で取っている方法としては、二通りあります。一つが地方交付税を基準とした算定方式、もう一つが地方教育費調査方式でございます。1つ目の地方交付税方式のほうは全国一律の単価になります。地方交付税算定基準を基に事務委託でかかった経費の算定をいたします。県内ではふじみ野市と契約している自治体がこの全国一律の方法を取っております。一方、地方教育費調査方式ですが、これは実際にいくらかかったかという調査なのですが、この地方教育費調査を基に算定した方式では、実際の経費に基づき算出する単価であるために、受託する自治体、つまり所沢市の住民との公平性が確保されるものと考えております。この方式の二つについて、狭山市と協議を重ねた結果、実際にかかった経費に基づく地方教育費調査方式ということで、進んでいるところでございます。

参考として、全国一律の交付税算定方式では、小学生一人当たり約8万円、中学生約7万1,000円ということになりますが、この度、狭山市と話をすすめている地方教育費調査方式では、小学生は一人当たり約12万4,000円、中学生は約16万3,000円になるものと見込んでおります。なお、この額は実際にかかった経費ですので、年度によって変わることもございます。

末吉委員

年間か。

戸村学校教育

年間でございます

部次長

杉田委員

小学校・中学校を所沢市側の学校に通うと、その通った狭山市の子どもたちは友達が所沢の友達、同級生ということになる。そうすると、成人式の時は、その子たちは所沢市に今までも通っていたわけだが、そういう人たちはどうなるのか。

千葉教育総務

成人式につきましては、それぞれお住いの住所地の自治体から案内状が送付されます。従いまして、今回のケースですと、狭山市にお住いですので、狭山市のほうから案内状が届きます。ただし、会場につきましては参加される方のご希望もありますので、ご連絡をいただいたうえで所沢市の会場に参加していただけます。

部次長

杉田委員

今までは所沢に問い合わせがあつて来たという、そういう実績はあるのか。

千葉教育総務

これまでの成人式の参加につきまして、どちらのほうに参加されている

部次長	かということまでは記録がございません。
小林委員	この地区からの受け入れについては、昭和57年からということよろしいか。
戸村学校教育部次長	記録として残っているものとしては昭和57年からということがございます。
小林委員	ここの地理的な状況が分からないが、今小学生が7人で中学生が1人ということだが、何世帯か。
戸村学校教育部次長	世帯数につきましては7世帯です。兄弟が1組いるということです。
小林委員	今後、この辺の地域には家が建つ可能性はあるのか。
戸村学校教育部次長	基本的にこの地域は市街化調整区域となっていますので、新築の住居は建ちませんが、ただし既存宅地の場合には住居が建つということがございますので、新築の家が建つ可能性はゼロではないと思いますが、既存宅地に限られるという事になります。

小林委員

そうすると7世帯のお子さんが所沢市のほうにということになるわけだが、昭和57年からということなので、代々ということになる可能性はあるということか。

戸村学校教育

これは確認ができていない話ではないのですが、そのお父様お母様も富岡

部次長

小学校、中学校の卒業生でお子さんも今富岡小学校、中学校に通っていらっしゃるというケースもあると伺っていますので、代々ということになるかと思えます。

出居学校教育

先ほどから昭和57年からということでご答弁しているのですが、教育

部長

委員会に残っている書類の一番古いものが昭和57年ということですので、実際は学校の台帳等を確認すると、戦後間もなくでもないのですが、かなり昔から一定のお子さんが所沢市に来ていたというようなことは推測されます。昭和57年というのは、あくまでも教育委員会の側で残っていた変更の書類であるとかを確認した一番古いものということで申し上げます。

小林委員

末吉委員の質疑にもあったが、文部科学省から平成9年に弾力的運用ということで、実際のところは戦後すぐからということで説明があったが、今ここで出されたという事についてはなぜなのかというところで、どなたかお聞きになっていたのかもしれないが知りたい。

戸村学校教育 部次長	議案質疑の中で松本議員のご質疑においてお答えしたところであります。これは通学路の整備が完了するまでという条件で、これまで区域外就学ということでの受入をしていたものでございます。しかし、狭山市において道路整備計画がないということが明らかになりましたので、平成29年度から協議を重ねてきたものでございます。
小林委員	そうするともうずっとということで、狭山市のほうの道路計画はないということなので、これからもずっとということになってくるという理解でよろしいか。
戸村学校教育 部次長	この規約案の中にもございますとおり、どちらか一方の申し出があった場合はこの委託は終了するものでございます。
矢作委員	今回この区域ということで協議をされているということだが、先ほど話があった規制緩和の流れで行くと、身体的だとかいじめとかという事案もあるわけなので、例えば個別のケースが出てきた場合には、こういう協議はしないけれども教育委員会どうして話し合って決めるということになるのか。手続きはどういうふうになるのか。
戸村学校教育	この区域に入っていない児童生徒の場合は、これまでと同様に区域外就

部次長

学の基準を基に市町と協議をすることになるかと思います。基準の中には途中転出、例えば11月まで所沢市に住んでいて狭山市に引っ越したけれども卒業までは所沢の学校に通わせてほしいとか、身体的理由でどうしてもハンデがあるので近い学校に通わせてほしいとか、そういう事情の場合はこれまでも基準により、その中でやりとりをしていたものでございますので、それは従来と変わらず今後も行っていまいります。

矢作委員

時々、いろいろな相談を受ける。例えばいじめとか身体的な理由で区域外に通いたいという時には、まず自分の住んでいる市町村の教育委員会に相談に行って、当該の市町村とやりとりするという手続きになるのか。どういう手続きでやるのか。

戸村学校教育

部次長

まず、そういった場合には一般的には今現在通われている学校に相談をするというのが第一になるかと思いますが、そのあと保護者の方がいろいろな相談場所に行くということも考えられますが、教育委員会に来ていただいて、相談を受けるというケースも多くございます。

亀山委員

平成29年から協議を重ねてきたという話だが、意外と日にちが経っているかなと思うが、これは普通なのか。だいたいこれぐらいの期間をかけてということなのか。

戸村学校教育
部次長

どのスピード感が普通かというのは難しいところではございますが、今回、狭山市との話し合いを進めてきた中には、どこまでの範囲を対象とするかであるとか、先ほど杉田委員にもご答弁しました経費の問題の算定の基準等については双方とも慎重に対応する必要があったことから、平成29年から協議を進めてきたものでございます。

中委員

そうすると平成29年から、この1年半から2年で話が重ねられて、これが可決されれば、ここから先今度は協議が始まるということで、今後のスケジュールについて具体的にどのようなようになっているか。

戸村学校教育
部次長

スケジュール的には来年度の4月より正式に受託をするということで、このあと狭山市と協議を進めてまいりたいと考えております。

中委員

そうすると今後、狭山市との協議を何度も重ねるということではなく、それほどやらずにすんなり行くものか。

戸村学校教育
部次長

狭山市のほうでも議会の議決が必要なものでございますが、狭山市についてはお金を支払うほうになりますので、支払うほうの議決が先にないと、こちらとしてもなかなか議案として提出できなかったものですから、狭山市議会においては9月定例会にて協議についての承認が取れております。

そのあと、この12月定例会で議決をいただきましたら、協議を進めますが、それほど時間はかからず、回数も重ねず協議は整うものではないかと考えております。

末吉委員

来年度以降も引き続き、希望されている方はいるのか。

戸村学校教育
部次長

基本的には、この地区にお住まいでも狭山市の学校である堀兼小学校・中学校に通いたいという場合はそちらに通っていただくのが原則になるのですが、当該地区にお住まいの方が今後もいらっしゃるということは、こちらでも把握をしております。現在0歳児のお子さんのデータである6年後までのデータにより、一定数いるというようには狭山市から情報を得ております。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第116号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休憩（午前9時20分）

（説明員退室）

再開（午前9時29分）

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会（午前9時30分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和元年第4回（12月）定例会

市民文教常任委員会

- 1 国際社会について
- 2 市民文化について
- 3 地域コミュニティについて
- 4 市民活動について
- 5 情報の共有と市民参加について（情報公開・市民相談・個人情報保護・広聴）
- 6 消費生活について
- 7 社会保障について（国民年金）
- 8 交通安全について
- 9 交通について
- 10 社会教育について
- 11 スポーツ振興について
- 12 生涯学習について
- 13 学校教育について